

高松南RC 田中 理 君

例会変更のご案内

月日	曜	クラブ名	例会場	→	月日	曜	場所	時間
11/22	火	当クラブ	リーガホテルゼスト高松	→	11/22	火	定款第7条により休会	

ニコニコBOX 創立第2574回例会 31件 計 74,000円 累計 761,000円

立野先生にお世話になりました。(小山君、友國君)
 松村会長、北岡先生にお世話になりました。(小山君)
 松下先生にお世話になりました。(吉田君)
 清水さんにお世話になりました。(吉田君)
 松村さんにお世話になりました。(吉田君)
 平尾さんにお世話になりました。(国領君)
 片松さんにお世話になりました。(小山君)
 米田さんにお世話になりました。(東君)
 片松さんにお世話になりました。(森君)
 イノシシ侵入、しかしゴルフ場のグリーンに被害なし。(石橋君)
 市原先生写真ありがとうございました。(塚田君、高橋君、長尾君、蔭久君、小山君、国領君)
 パスポートを取りました。(浜君)
 国領さん卓話ありがとうございました。(蔭久君)

ゴルフの兵庫遠征大変楽しかったです。尾崎さんにお世話になりました。(市原君)
 娘が結婚式をしました。(野村君)
 蔭久会長ありがとうございました。(野村君)
 卓話をさせて頂きました。(国領君)
 文部科学大臣賞スポーツ功労賞おめでとうございます。(槇塚君)
 文部科学大臣賞スポーツ功労賞を受賞しました。(佐野君)
 文部科学大臣賞スポーツ功労賞受賞おめでとうございます。(米田君)
 ローターリー財団へのご寄付よろしくお願ひします。(東君)
 誕生祝い。(槇塚君、四之宮君)
 早退お詫び。(富士野君)

卓話「スポーツの法律問題」

スポーツの秋ですが危険なことも沢山あります。今回は判例に基づいたお話をさせていただきます。ランニングやジョギング、ロードバイク、スキーや野球やゴルフなど。皆さんもRC活動でゴルフなどしていますが楽しい時間の筈が一步間違えれば常に危険と隣合わせで賠償問題に発展することもありますのでルールを守って行動して下さい。私も2度ほどゴルフで打ち込みしました。そのお相手が松村会長と北岡先生って今考えればとんでもない事です。

今までの判例を参考にお話致します。

夜、足元が見えない時間にジョギング中に車をよけて道路脇の側溝に落ち、足の骨を折り道路公団に賠償請求。突然側溝の蓋のされていない場所で車のヘッドライトで足元が見えず。判決は道路公団側に賠償責任なし。道路には常に危険性があると予見できると結審。

ロードバイクの場合。タイヤ幅が細く道の繋ぎにあるスリットにタイヤがはまって転倒して大怪我。判決は道路の安全性に問題があるとして道路を管理する市に治療費や慰謝料など損害賠償を求めた訴訟。市の管理の瑕疵などを認め、市に7割程賠償責任で結審。

ゴルフ打ち込み。同じプレイヤー同士がグリーン上にいた人に了解を得た上、打ち込みその人の目にあたり片目眼球破裂。判決は了解を得ても打ち込んだ側に7割の賠償責任。カート事故の場合も運転者の責任になります。

野球場で観戦中にファウルボールが目に当たり片目眼球破裂。チケットには球団側は瑕疵責任おわず記載。しかしながら観戦者に対する球団側の安全性を問われ7割の賠償責任。

草野球場やグラウンドでプレイヤー同士の衝突や打球が当たるなど危険性が予見出来るスポーツとして賠償責任問題は却下される事案が多い。

スキーの場合はぶつかって行った人に責任があり賠償請求も認められる事が多いです。

雪山の場合、立ち入り禁止区域やコース外など注意喚起を促す看板に従わず怪我をした場合は本人責任になる判決です。

皆さんもスポーツする時には充分気をつけて下さい。なお12月4日は私のホールインワンコンペになっておりますのでよろしくお願いします。

会報・雑誌・IT委員会
 国領 章博 君